



第2回 「抑制具の使用」

弁護士 山下洋一郎・山回 祐輔

1. はじめに

前号では、患者の転落事故についての判例を紹介しました。

今回は抑制具の使用についての判例を取り上げます。

2. 事業

Aさん（80歳の女性）は、狭心症等により入院しましたが、夜間にせん妄症状が出るようになり、消灯後も頻繁にナースコールをし、車いすに乗ってナースステーションに行き、大声でおむつの交換を要求するということを繰り返していました。看護師は、その都度病室に連れ戻して汚れてもいいおむつを交換していました。

当日も、午前1時ころに車いすでナースステーションに行き、車いすから立ち上がりようとしたり、「私はけとらんで」等と大声を出しており、看護師はAさんをナースステーションに近い個室に移動させ、声かけをしたりお茶を与えて落ち着かせようとしたが、興奮状態は一向に収まらず、ベッドから起き上がりとするので、ミトンを使用して両手をベッドの両側の柵にくくりつけました。

Aさんは、口でミトンのひもをかじって片方を外したが、やがて眠りはじめたので、午前3時ころ、看護師は入眠を確認してから他方のミトンも外しました。Aさんには、右手首と下唇に擦過傷がありました。

3. Aさんの訴えと裁判所の判断

Aさんは、身体拘束をしたことは違法であるとして、病院に対して600万円の損害賠償を求める訴訟を提起しました。1審の名古屋地方裁判所一宮支部は、B病院には責任はないとして請求を棄却しましたが、名古屋高裁は、抑制が違法だったとして70万円の賠償を命じました。

病院の上告を受けた最高裁判所は、病院の責任を否定しました。すなわち、せん妄状態から重大な傷害を負う危険が高かったこと（切迫性）、3名の看護師で27名の患者を見ており、Aにつききりで対応することは困難で、他にAを落ち着かせる方法はなかったこと（非代替性）、拘束も2時間程度と短かったこと（一時性）から、拘束は違法ではなかったと判断したのです。

4. まとめ

拘束はできるだけ避けるべきです。しかし、患者の安全のために拘束をせざるを得ないこともありますので、そのことをあらかじめ患者家族に説明しておくことも大事な点です。

松本・山下総合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日本生命千葉中央ビル7階

電話：043-225-5242